

ことひら

第44号

令和3年11月

発行:香川県琴平町議会

議会だより



9月定例会と臨時会

9月定例会2

一般質問4

一般会計補正予算など10議案を可決、 2件の人事案に同意、発議2件可決

令和3年9月定例会は、9月10日から21日までの12日間の会期で開催しました。

今定例会では、定年延長に伴う例規整備支援業務委託料、電子決済・文書管理システム導入業務委託料、保育士に対する新型コロナウイルス感染症対策支援事業費の増額、ごみカレンダーを多言語化することによる多文化共生のまちづくり推進モデル事業補助金の増額補正を含む一般会計補正予算など10議案を可決、人事案件2件を同意し、議員提出議案として、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書他1件可決しました。

また、令和2年度一般会計決算等の認定案（7議案）については、決算審査特別委員会を設置、付託し継続審査としました。

一般質問では、8人の議員が本町の行政全般にわたり、電子地域通貨KOTOCA事業、新型コロナウイルス感染症対策、地域防災計画、認定こども園等について町長や教育長にいろいろな角度・視点から質問しました。

令和3年度9月補正予算

会計名	補正額	補正後総額
一般会計	1,972万3千円	46億5,795万4千円
国民健康保険特別会計	2,646万2千円	11億1,449万円
下水道特別会計	財源組替	2億5,379万1千円
駐車場特別会計	116万3千円	946万9千円
介護保険特別会計	2,838万1千円	12億5,922万4千円
後期高齢者医療特別会計	148万4千円	1億7,979万4千円
温泉事業特別会計	125万9千円	2,174万1千円

琴平町固定資産評価審査 委員会委員の選任に同意

うじ け ひろ ゆき
氏 家 廣 幸 氏

(琴平町下櫛梨) 再任 73歳

任期：令和3年9月24日～令和6年9月23日

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服について審査決定する委員です。
3人の委員をもって組織され、任期は3年です。

人権擁護委員の候補者の推薦に同意

さわ い たつ ろう
澤 井 達 朗 氏

(琴平町榎井) 新任 64歳

法務大臣の委嘱により市区町村ごとに置かれ、任期は3年間です。

議案の審議結果

令和3年9月定例会

議案名等	議員名			議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	議決 月 日
	賛 成	反 対	採 決 結 果	山下 康二	別 所 保志	吉 田 親 司	豊 嶋 浩 三	森 藤 泰 生	安 川 稔	渡 辺 信 枝	今 田 勝 幸	眞 鍋 籌 男	山 神 猛		
議案第1号 令和2年度琴平町一般会計歳入歳出決算の認定について				(閉会中の決算審査特別委員会継続審査)											
議案第2号 令和2年度琴平町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について															
議案第3号 令和2年度琴平町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について															
議案第4号 令和2年度琴平町駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について															
議案第5号 令和2年度琴平町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について															
議案第6号 令和2年度琴平町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について															
議案第7号 令和2年度琴平町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について															
議案第8号 令和3年度琴平町一般会計補正予算(第3号)	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/21
議案第9号 令和3年度琴平町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
議案第10号 令和3年度琴平町下水道特別会計補正予算(第1号)	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
議案第11号 令和3年度琴平町駐車場特別会計補正予算(第1号)	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
議案第12号 令和3年度琴平町介護保険特別会計補正予算(第1号)	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
議案第13号 令和3年度琴平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
議案第14号 令和3年度琴平町温泉事業特別会計補正予算(第1号)	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
議案第15号 琴平町個人情報保護条例の一部を改正する条例	8	1	可	—	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	9/10
議案第16号 琴平町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/21
議案第17号 琴平町過疎地域持続的発展計画の策定について	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
議案第18号 琴平町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9	0	同	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/10
議案第19号 人権擁護委員の候補者の推薦について	9	0	同	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	"
発議第2号 議員派遣の件	9	0	可	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9/21

※ 可…可決 同…同意

※ ○…賛成 ×…反対 —…議長(議長は可否同数の場合のみ表決権があります。)

令和3年第3回(8月)臨時会

可決

令和3年度琴平町一般会計補正予算1件
原案のとおり 可決

令和3年第3回(8月)臨時会を8月27日に開催しました。重要文化財旧金毘羅大芝居耐震対策工事請負契約の変更契約を締結するために108,900円(税込)を増額する補正予算1議案が提出され、全員賛成で可決しました。



山神 猛 議員

琴平中学校建設工事における町長の答弁

過去の質問に於いて中学校の新築工事において、設計書と違う15%安価な商品が納入されているので、正規の商品に取り替えて貰う様にと町長に要望するも、町長はWTO協定により準用した、品質が同じならかまわないとの答弁であった。

山神 WTO協定は町には一切関係ないことで準用したというのが協定書のどこに明記されているのか示せ。
町長 準用については書いていない。

山神 準用出来ると書いてないのに準用してはいけないのではないのか。一日も早く設計書通りの商

品に替えて貰って下さい。

町長 WTO協定を準用する事によって公正な競争が促進されると明記されているので準用したのである。

山神 WTO協定に関係なくスムーズに建設が出来ているのではないかと、難しくしているのは町側で有り、設計書の通りに納品されておれば何でもなかった事。どこに設計書と違う商品を納入しているか書いてあるのか。

一応町長が言う公正な競争で事業者が決定したわけだから、業者に設計書通りの仕事をして貰わなくてはならない。
WTO協定書には「準用」と言う文言はない。町長が他から引用してきた言葉である。

グイスポの運営管理は

山神 グイスポの運営管理はいこいの郷パートナーズに依頼をしている訳だ

が、協定書に於いて、修繕費については30万円以下は四国ダイケンが、30万円以上は琴平町が修繕をするとなっている。令和2年6月4日に行った濾過機ポンプの修繕費14万4千円とプール横にある温度センサー19万5千円の工事に於いて単独では30万円にならないので、四国ダイケンは別々の二つの工事を合算して30万円にし、町の負担として請求し代金を貰っている。私が3月議会で返金をして貰うように言うも、今業者と話をしているからとまだまだ進展がない。一刻も早く返金して貰っていただきたい。

ひとつの工事が30万円未満の為二つの工事を合算して町から支払いを受けている。この様な違法な取引を行う業者は取引停止の処分を。又町から四国ダイケンへの30万円以上の修繕工事はすべて随意契約で行われており、地方自治法又、琴平町の随意規約ガイドラインにも違反している。

電子地域通貨コトカ事業は



吉田 親司 議員

吉田 今年度当初予算にて、コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使っての本町の目玉とも言える事業である。当初の予定としては5月にシステム運営及びスマートフォン端末機器事業者入札、7月下旬カード発送、確認後500ポイント(500円付与、運用開始が8月中旬となっていたにもかかわらず、現在に至っても事業展開自体どうなのか解らない遅延状態である。入札事業者に瑕疵があったという事であるが、こんなに遅れ遅れになった詳細な理由を説明せよ。

町長 入札事業者が1社であり、またその事業者がシステム運営業務と端末機導入の2つの事業に入札、共に落札決定したが、その後、落札事業者の瑕疵によりシステム運

営業務が出来ないとのことで、6月16日に契約辞退届が出た次第である。ご指摘のように、なかなかスタートが切れてないことについては、大変申し訳なく思っている。このコトカ事業が全町民対象として、早く使えるシステムになるように今一度時間をいただき、完成した暁には町の活性化に向けて議会でお許しいただけるのであれば、次年度以降も当然やっていきたいと考えている。

いこいの郷パートナーズの運営管理は

吉田 施設運営17年6ヶ月が経ち、5年毎の運営委託包括協定書締結後2年半が過ぎようとしている。私も当施設をよく使い、様々な方からよく御意見をいただいている。施設の老朽化が目立つ昨今であるが、施設修繕の遅れ遅れ、運営業務の曖昧さなど、改善するべき点が多々あると思う。私



個人としては数少ない町財政にプラスになる施設であると思っているし、今後も投資をして磨きをかけるべきであると思うが町長の考えを問う。

町長 もちろん包括協定の準備をどういう風にしていくかということも次年度中にしていかなければならないと思っている。しかし、現在の施設ができた当時と、周辺環境が相当変わってきているということも危惧している。スポーツクラブがいつばいでき、競争も激しくなってきたというし、今の運営ルールがそのまま通用するかということも相当研究していかなければならないと思っている。2年半後の包括協定に向けて十分な内部協議をし、多くのユーザーが尚一層利用していただける施設にしていかなければならないと思っている。





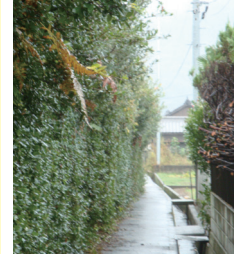
豊嶋 浩三 議員

① 近年、台風や線状降水帯による異常降雨は、全国各地で大量の雨水を発生させている。その様な状況の中で、琴平町内の下水道を設けた町道内の排水溝内には、多くの土砂と雑草が清掃されないままの所が散見されている。町道に隣接する高齢者世帯では、排水溝の維持管理は困難な状況である。

豊嶋 町道内の排水溝の維持管理は計画的に行われているのか。また、町道内の排水溝の維持管理責任者は誰なのか。

町長 町道排水溝に隣接する自治会や近隣の住民が、協力して排水溝の清掃活動を行って頂いている。また、維持管理は、現状に於いて地域の皆さんにお願いしている。

豊嶋 国の法律によると、『道路法』に於いて、町道内の排水溝及び沿道区



沿道の立木

域（道路横の垣根等）は道路管理者が行う。また、道路法施行令及び建築基準法道路関係規定運用指針において町道内の排水溝並びに沿道地域の維持管理・清掃は、管理責任者である琴平町長が行うと、国の法律等で規定されている。この点についての片岡町長の見解は、

町長 内規では、今まで同様、地域住民に協力して頂く。

豊嶋 道路法等関連についての周知が、担当課等で理解できていない状況であると考えるので、次回的一般質問の時に、もう一度ご答弁頂く事にする。



側溝内の雑草

② 令和3年3月に国の法律に基づいて、琴平町空家対策計画が出来た。これまでに町内に危険と思われる空家が、218箇所もある。これらの空家に対する行政施策の整備状況は、どうなっているのか。

豊嶋 空家対策計画を推進するための町条例の制定や、空家対策協議会の設立は考えているのか。

町長 空家対策協議会は、構成委員の選定等を含めて、検討中。町条例については、予定はない。

豊嶋 県内の市町に於いて、すでに危険空家の指定や強制代執行による除却等も行われている状況だが、琴平町の対応はどの様になっているのか。

町長 近隣の市町でも、活発な協議会開催が見られない。また、緊急性がある危険空家についても、現状は担当と協議をしているが、それ以上については今後の課題である。



別所 保志 議員

コロナウイルス感染症対策は

別所 新型コロナウイルスワクチンの接種証明書発行を考えているのか。

今後提示を求められることがあるかもしれない。早期対応をお願いしたい。また、イベントなどを開催していくことで、町の活性を図ってみたい。

町長 国の指導、指示を仰いだ上で、対応を考える。ナイトタイムイベント等を再開しながら、観光客に宿泊を促すための滞在プログラムの構築、他産業連携などによる体験プログラムなど、新しい生活様式に合った地域創造を主軸とし、観光振興の発展につなげればと認識している。できる限りのイベント等を契機に

起爆剤として考えていかなければならない。

別所 庁舎内の具体的なコロナウイルス感染症対策をどの様にしているのか。

町長 予防・対応ガイドラインに沿った対応を行うよう周知を行っている。検温器、アルコール消毒等を設置し、窓を開けての換気、各課カウンターや来庁者用の椅子の消毒、デスクやカウンターに飛沫防止用のつい立てを設置するなどの各種感染予防の防止対策を行っている。

別所 避難所でのコロナ対策で、台風等、自然災害時のコロナウイルス感染症の具体的な対策は考えているのか。

町長 避難所に来られた方全員を検温し、体調チェック等を職員が行う。その際、発熱、せき、息苦しき等の症状がある方は、避難所での受入れが

できない場合があることも広報にて周知している。

別所 抵抗力の弱い子どもたちの集まる学校施設での集団感染対策、特に小さいお子様が集まる幼稚園、保育所の児童はウイルスに対する抵抗力が弱く、O157やノロウイルスなどが原因の食中毒といった危険性が常にある。また、小中学校での冬場のインフルエンザによる学級閉鎖など、まるで年中行事のようだし、はしか、風疹などの感染も心配。学校等でのコロナウイルス感染症の具体的な対策は何かさしているのか。空調機などのウイルス対策機能を持たせた機械が沢山出ている。空気清浄機などを導入することは検討されているのか。

町長 学校における感染症予防対策ガイドラインに従い、最大限の感染予防に努めている。ウイルス対策に対応した空気清浄機を導入している。



眞鍋 籌男 議員

書面の重要性を

眞鍋 今年6月議会の町長答弁では、随意契約の場合の再委託の通知の書面は、存在しないと再三にわたって答弁をしているが、琴平町随意契約ガイドライン第7条では、通知は書面による必要があるのではないか。

町長 書面による再委託の承認について

は、契約書等において求められているものではなく、書面は必ずしも必要がないと考えている。

眞鍋 琴平町の工事請負契約約款第7条でも受注者は工事の下請人に請け負わせて施工する時は一定事項を琴平町に通知することとしているが、この通知も約款第1条第5項により書面による必要があるのではないか。

町長 工事請負契約約款を用いて契約を締結している場合に

おいてはお見込みのとおりである。大変申し訳なかった。

眞鍋 書面の重要性については、私もこれからはますます厳しく取り組んでいく。書面一枚が公務員にとっては命である。



こども園の方向は



渡辺 信枝 議員

渡辺 来年度からの実施は間違いないのか。

町長 令和4年度から、「北幼稚園と北保育所」と「南幼稚園・南保育所」をそれぞれこども園化する方向で開設することを第一案として考えている。

渡辺 立地場所はどこになるのか。

町長 認定こども園は北保育所と南保育所の場所に開設することを第一に考えている。

渡辺 来年度は2か所をこども園として、6年後には新しい、統合こども園が間違いなく建つのか。

町長 町は、6年後に新しいこども園を建てる案を示している。

渡辺 建てるのなら北の給食センターをすぐに

も潰して、一番に象郷に新しい統合こども園を建てることはできないのか。

町長 先日の公共施設整備構想案で言う配置等を考えると、今言われた案では整備が不可能。

渡辺 南幼稚園も駐車場不足など問題は色々ある。統合こども園は、保護者からの切なる願いである。6年後でなく、新しい園舎を一刻も早く建ててほしい。

公共施設全般

渡辺 琴平町個別施設計画の劣化状況調査結果を見ると役場と教育委員会が健全度も悪く建築年数も古い、どの様に考えているのか。

町長 役場庁舎は、今年で49年目。教育委員会は、今年で44年目。琴平町個別施設計画の劣化状況調査結果では、町役場の健全度は31点、教育委員会は37点、劣化が進んでいる事はご指摘のとおりだが、町には多くの施設があり、それぞれの施設に目的や役割がある。人口減少、町民の活用方法を

変化により、施設ごとに役割や利用度合いが異なっている。中には既に利用出来なくなっているものもある。施設の修繕や整備を検討する前に本当に必要な施設と既に必要でないかと判断される施設、また、町の規模に合った施設を検討することが必要ではと考える。

渡辺 先日出された整備構想案の令和10年以降の役場庁舎建て直し案では不安である。まず、こども園を北に建てると同時にすぐに役場庁舎を新しく建て直すべきである。琴平町役場は築49年。平成25年に耐震診断はしたが、耐震補強もしていない。診断当時は震度5以上の地震が起これば倒壊する可能性が高いと言われている。あれから8年が経過している。いつ南海トラフ大地震が起こるかも分からない。25年に診断した時よりまた亀裂や傷みが激しくなっている。小学校の統合は、子どもたちだけ先に統合して一つになり新統合小学校の建設は役場庁舎の後に考えてみてはどうか。耐震もできていない庁舎は危険。職員の命に関わることを。早く建て替えを考えてほしい。



森藤 泰生 議員

ケアラー支援を

森藤 家族や知人の日常生活における身体的介護、医療的ケア、徘徊防止のための見守り、金銭管理など1日に8時間以上行っているいわゆるケアラーが3割を超えている。5人に2人は5年以上の長期間にわたっており、特に認知症の方への介護の場合10年以上に及ぶ場合もある。琴平町は高齢化が進んでおり、ケアラーを支える社会の仕組みが必要である。

ケアラー支援について何をしているか。

町長 対応をする条例がない状況だ。町としてできる範囲の中では対応していくべき。

森藤 今の状況では不十分だ。全ての人が文化的な生活を営むことできるように、琴平町はケアラー支援の基本理念を定め、

町の責務並びに町民及び事業者、関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう求める。

森藤 ヤングケアラーに関わる教育関係機関の役割は何か。

教育長 小中学校においてヤングケアラーと認められる児童生徒は報告されていないが、これまで学校を休んで家族の世話をしていた児童生徒もいたことから、今後も注視していきたい。

ヤングケアラーに該当する児童生徒が発見された場合、学習支援、教員やスクールカウンセラー等によりメンタルケアをしていきたい。また、スクールソーシャルワーカーによる家庭への援助相談を進め、子ども・保健課や住民福祉課、社会福祉協議会等と連携し、それぞれの状況に応じた支援をしていきたい。

観光バス乗降場の跡地整備を

森藤 地元の反対を押し切り、観光のため幼稚園

跡地にあつた多くの桜やイチヨウを切り倒し、アスファルトを敷き詰めた。今度は需要がなくなつたと、原状復旧もせず施設をそのまま放置している。さらには、セندان保護を言い訳に、今度は現状を受け入れると。周辺地域に対し横暴が過ぎないか。

町長 セندانの木を保護調査がまだ完全に終わっていない。セندانの木以外のあたり、どこまでをどう扱うべきかというのがちよつと判断しかねている状況である。そういった経緯についても、今後の跡地利用についても十分留意していかねればならないというふうな認識だ。

森藤 長年の保護調査はいつ終わるのか。コロナを理由に調査も中止（なぜコロナだとできない）そう言いながら1年以上前からプレハブが建ち、産業廃棄物、資材置き場となつている。乗降場閉鎖前に行った周辺の住民への意見の聞き取りに対しても、返答を8年間放置したままになつている。



今田 勝幸 議員

新型コロナウイルス感染症対策の現状と対策を質す

今田 第5波は、医療のひっ迫、医療崩壊の状況が明白。感染者数は8月19日過去最高2万5千人を越え、1日の感染者数は一週間平均1万6千953人、琴平町の発症者数は累計20名。

感染力の強いデルタ株が医療崩壊を進め、若い町民や子どもにも感染増の心配・懸念はないのか、現状の判断を質す。

町長 9月4日現在、医療のひっ迫が重症者用の確保病床使用率がやっばり悪い。町内で感染者が出た場合は、県の中讃保健福祉事務所の指示で療養になる。町も同じく指示に従い対応する。

5月ワクチン接種を65歳以上に、6月下旬13歳〜29歳の方に接種券交付。10代の方の接種率は現在50%後半である。

今田 教育、保育、医療・福祉の各施設従事者に早期ワクチン接種とクラスターを抑えるためのPCR検査態勢を提言した。

町長 町は接種対象者に接種券を送付している。各従事者には県が広域集団接種センター2か所設置している。

PCR検査は、現在単独で導入の予定はない。

今田 蔓延防止重点措置地域外の琴平町内でもお酒販売「自粛要請」が8月27日から9月12日、更に30日まで延長した。「要請は補償とセット」での声を聞く。

町長 飲食店での酒類の提供は、午後7時まで。それ以降は販売禁止、営業時間も午後8時まで。県の協力要請に全面協力の飲食店が対象で県の支援対策事業は随時更新されている。

「町の公共施設整備構想案」バランスが悪い。撤回を求める

今田 琴平小学校跡地を参拝・観光対策用地の具体的にどうするのか。民

間駐車場、町営駐車場の上にまだ必要なのか。

町長 この構想自体が確定していない段階で、具体的小学校跡地利用についてお示しできないが観光地にある町有地と捉えて官民連携、民間資金の活用方式も考えられ、駐車場化だけではない。

今田 急ぐべきは庁舎の耐震問題では。

町長 私も憂慮しているが、小学校の統合後になる。その跡地に庁舎整備する。

今田 町民要求の強い図書館新設は、議会採決もした。無視できない。検討が必要。

町長 平成28年6月議会で図書館設置に関する陳情書は、全会一致の採択。その他の公共施設在り方は町公共施設整備構想案が確定後の検討課題。

今田 7年後、琴平地区から小学校、南幼稚園、南保育所がなくなる。子ども声が消え、人口が減少し過疎化が加速する。琴平町100年の計として「住みやすく、暮らしやすい町」づくりに「公共施設整備構想案」は撤回を求める。

お知らせ

ぜひ、議会の傍聴を!!

9月定例会は8名の方が会議を傍聴されました。



本町議会では、定例会を3月、6月、9月、12月の年4回（臨時会は随時）開催しています。会議の当日、傍聴人受付票にご記入いただき、受付箱に投函後、役場3階傍聴席入口よりご入場ください。

**12月定例会は
12月10日(金)の開会予定です。**

琴平町内で撮影した四季折々の行事や風景など「ことひら議会だより」の表紙にふさわしい写真を募集します。あなたの一押しの写真が表紙を飾るかも。ご応募お待ちしております！



詳しくは議会事務局(☎75-6713)までお問い合わせください。

E-mail: gikaijimukyoku@town.kotohira.lg.jp

令和3年12月定例会日程(予定)

月	日	曜日	会 議
12	10	金	本会議(提案理由説明等) 9:30~
	11	土	
	12	日	
	13	月	本会議(一般質問) 9:30~
	14	火	本会議(一般質問) 9:30~
	15	水	
	16	木	総務産業経済常任委員会(議案審査) 9:30~
	17	金	教育厚生常任委員会(議案審査) 9:30~
	18	土	
	19	日	
	20	月	予備日
	21	火	本会議(委員長報告、採決等) 9:30~

会議録もご覧ください

議会だよりでは、紙面の都合により内容を要約してお伝えしています。質疑・答弁の詳細は、会議録に詳しく掲載されていますので、ぜひご覧ください。会議録は町ホームページ内、議会欄、会議録検索システムでご覧になれます。

琴平町議会

検索



表紙の写真

秋の遠足、神事場でかけっこ
(南保育所)

発行責任者		議長	山下 康二
議会広報編集特別委員会		委員長	別所 保志
	副委員長	豊嶋	浩三
		森藤	泰生
		渡辺	信枝
		眞鍋	篤男
		山神	猛

十月中旬まで気温が30度前後で推移する中で、突然10度近く気温が低下すると言う厳しい状況となっております。また、祭の太鼓の音やキンモクセイの香りに気づけない、そこはかとなる日々が続いております。2年近くのコロナ禍の中で、感染者数が急激に減少すると言う状況について、明確な理由がわからないまま、感染予防を続けて行く状況が相まって、なかなか日々の生活における緊張状態を緩められない人々が、多くいるのではないかと推察される処であります。琴平町議会は、アフターコロナに向けて、町民の生活環境の充実と、観光産業の立て直しに向けた施策についての議論を深め、早期に町民の皆様が、コロナ以前の平穏な日常を取り戻せる様に努めて参ります。

(豊嶋 浩三)

編集後記